

社会福祉法人 竹富町社会福祉協議会

備品貸出事業実施要領

(実施主体)

第1条 この事業の実施主体は、社会福祉法人竹富町社会福祉協議会（以下「本会」という）が行う。

(目的)

第2条 この事業は、一時的に備品を必要とする人に対して、本会が所有する備品を貸出しすることにより福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 前号に上げる者の他、会長が認める者

(貸出備品)

第4条 貸出する備品については、別紙貸出備品台帳に明記されている、備品とする。

(保管場所)

第5条 備品の保管場所は、本会の事務所とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として2週間以内とする。ただし、会長が認める場合にはその限りではない。なお、又貸しは原則禁止とする。

(使用料)

第7条 備品の貸し出しにかかる使用料は、無料とする。

(貸出手続き)

第8条 備品を借用しようとする者は、備品借用申請書（様式1）を本会に提出するものとする。

(備品の維持・管理)

第9条 備品は、利用者の責任において維持・管理するものとする。また、利用者が使用期間中に著しい過失により破損、汚損、亡失等が生じた場合については利用者が実費にて弁償するものとする。

附則：この要領は令和元年8月1日より施行する